

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座を ご利用いただけます。(一般教育訓練)



ハローワークに申請すると、
受講料の20%に相当する額を
限度として支給されます。
(一定の条件を満たした方に限ります)

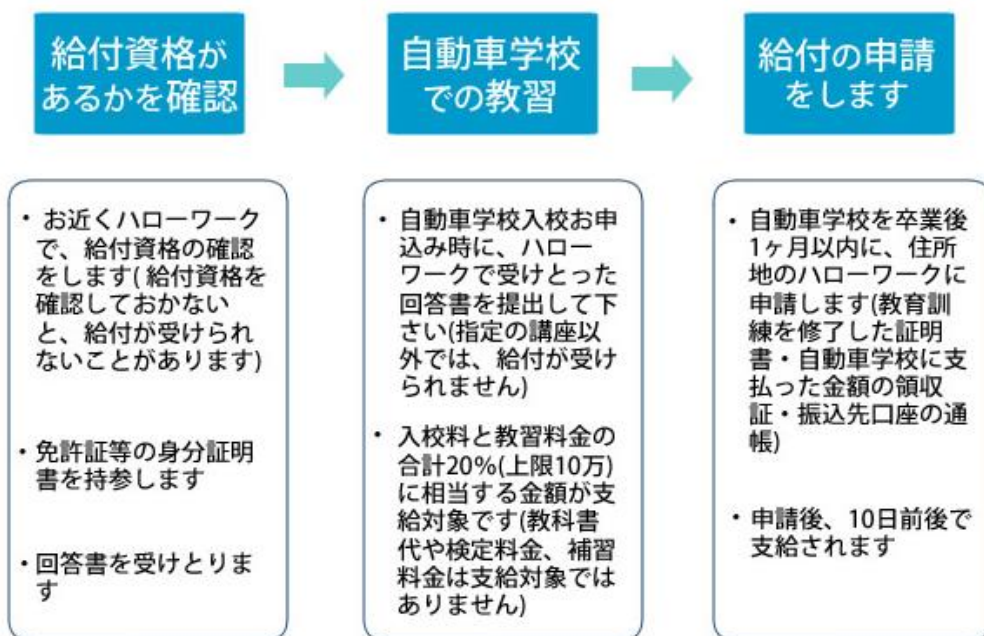
大型 大型+けん引 普通二種 中型
大型二種

教育訓練給付制度について

労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度のひとつです。一定の条件を満たす在職者または離職者が厚生労働大臣指定を受けている講座を修了した場合、本人がスクールに支払った教育訓練経費の一定割合がハローワークから本人へ支給されます。

具体的には、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった(支給要件期間が3年以上の者。ただし、初回に限り、1年以上の者。)本人が、教育訓練施設に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額が支給されます。ただし、支給額の上限は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

教育訓練給付制度利用の流れ



山口県立自動車学校

山口県高等自動車学校

お問い合わせ TEL 0835-22-3710
FAX 0835-21-7963